

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)してください。

[ 1 ] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について、同法の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

この法律は、電波の□ A □な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。  
 「無線電信」とは、電波を利用して、□ B □を送り、又は受けるための通信設備をいう。  
 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその□ C □を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

- |           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| A         | B     | C      |
| 1 公平かつ能率的 | 符号    | 監督     |
| 2 公平かつ能率的 | モース符号 | 管理     |
| 3 有効かつ適正  | モース符号 | 監督     |
| 4 有効かつ適正  | 符号    | 監督及び管理 |

[ 2 ] 免許人は、無線設備の変更の工事(総務省令で定める軽微な事項を除く。)をしようとするときは、電波法の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 適宜工事を行い、工事完了後総務大臣に届け出なければならない。

[ 3 ] 次の記述は、人工衛星局の条件について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により□ A □することのできるものでなければならない。  
 人工衛星局は、その□ B □を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

- |               |            |
|---------------|------------|
| A             | B          |
| 1 空中線電力を直ちに変更 | 発射する電波の周波数 |
| 2 空中線電力を直ちに変更 | 無線設備の設置場所  |
| 3 電波の発射を直ちに停止 | 発射する電波の周波数 |
| 4 電波の発射を直ちに停止 | 無線設備の設置場所  |

[ 4 ] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について、各記号が表す主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式の内容を掲げたものである。電波法施行規則の規定に照らしその内容の組合せの正しいものを表の中の番号から選べ。

番号	電波の型式	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F3C	周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G7D	位相変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	F7E	周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
4	F9W	周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	テレビジョン(映像に限る。)

[ 5 ] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

高圧電気（高周波若しくは□Aの電圧300ボルト又は□Bの電圧750ボルトをこえる電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は□Cの内に收容しなければならない。ただし、□Dのほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	交流	直流	金属遮へい体	無線従事者
2	交流	直流	接地された金属遮へい体	取扱者
3	直流	交流	金属遮へい体	取扱者
4	直流	交流	接地された金属遮へい体	無線従事者

[ 6 ] 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線通信の業務に従事することを停止され、停止の期間が満了した日から2年を経過しない者
- 3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 日本の国籍を有しない者

[ 7 ] 次の記述は、無線局の免許状又は登録状（以下「免許状等」という。）の記載事項の遵守について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

無線局を運用する場合には、□Aは、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

- (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

又は□Cの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	の(1)
2	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	の(2)
3	無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	
4	無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	の(1)

[ 8 ] 次の記述は、虚偽の通信を発した者に対する罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□Aに利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、□Bに処する。

	A	B
1	自己若しくは身内の者	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
2	自己若しくは身内の者	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
3	自己若しくは他人	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
4	自己若しくは他人	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金

[ 9 ] その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められ、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令の定めるものに適合するよう措置したときは、どうするか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その旨を総務大臣に届け出て、電波の発射を開始する。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 直ちにその電波を発射する。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[ 10 ] 次の記述は、非常の場合の無線通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□ A □においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を□ B □に行わせることができる。

の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役又は□ C □の罰金に処する。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある場合	無線局	100万円以下
2 発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信事業者	50万円以下
3 発生するおそれがある場合	無線局	50万円以下
4 発生するおそれがある場合	電気通信事業者	100万円以下

[ 11 ] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は□ A □以内の期間を定めてその□ B □することができる。

A	B
1 3箇月	業務に従事することを停止
2 3箇月	無線設備の操作の範囲を制限
3 6箇月	業務に従事することを停止
4 6箇月	無線設備の操作の範囲を制限

[ 12 ] 次に掲げるもののうち、固定局（無線業務日誌の備付けを要しないものを除く。）がその無線業務日誌に記載を要しない事項を、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）の氏名、資格及び服務方法（変更のあったときに限る。）
- 2 通信の開始及び終了の時刻
- 3 非常の場合の無線通信の実施状況
- 4 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態